

なぜ今、

債権法改正が必要か

債権法の改正については、平成二十一年末より、法制審議会民法（債権関係）部会で検討が開始されるなど、議論が本格化してきた。
今回は、法務省参与で同部会委員の内田貴氏が、平成二十二年三月一六日に開かれた「企業法務実務研究会」において講演した債権法改正の最新動向や今後の方向性について、抜粋の上、紹介する。

法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与

内田 貴

Takashi Uchida



企業法務実務研究会

（於：第一法規 平成二十二年三月一六日）講演より

撮影／黒田雄一

債権法改正の必要性

市民のための民法を

最初に、債権法改正が必要かという点ですが、二つの点を挙げたいと思います。

一つは、市民のためのわかりやすい民法が必要であるということです。法典の外の民法ルールを明文化する必要があります。どの法典国でも、民法典なら民法典で、良いものを作るとやはり長持ちするわけです。しかし、どんなに良いものでも一〇〇年ぐらい経ちますと、これを解釈し、補うために、膨大な量の判例法が蓄積されます。

例えばオランダでは、ナポレオンによる支配の下、フランス法が施行された後、一九世紀の半ばになってオランダ民法を作りました。そこから一〇〇年ぐらいいった二〇世紀の半ば、あまりにも判例等の情報があふれ、民法の条文を見ただけではルールがわからなくなったた

め、民法改正作業を始めました。

しかし、改正作業を一手に任された学者が途中で亡くなってしまったものから、改正に非常に時間がかかり、二〇世紀の後半、一九七〇年代から九〇年代にかけて、ようやく中心的部分の改正が終わりました。

日本が民法典を継受したドイツも、一九世紀末にドイツ民法典を作りましたが、そこから一〇〇年程経った二〇〇〇年に債権法（日本でいう債権法）が抜本改正されました。ドイツで債権法改正が行われたときに、その理由として言われたことは「最近の学生は民法を学ぶ際に条文ではなくて判例法を学んでいる」ということでした。これでは法典国としてのメリットが生かされていないということ、判例法の明文化が図られたわけです。

ところで、オランダもドイツも、そして現在民法典の改正が進められているフ

ランスも含めて、ヨーロッパの国々の民法は、いずれも日本よりもはるかにたくさん条文を持っています。つまり民法というのは、もともとは条文を見て、ルールがわかるように作られているわけです。ドイツ、フランスは日本の倍以上の条文ですし、オランダの新民法典は、五〇〇〇条以上ありますので、日本の五倍以上ということになります（ただし商法も取り込んでいますが）。

その他、スイス、イタリア、いろいろな民法がありますけれども、日本のように一〇〇〇条程度のわずかな条文の国はありません。大体、二〇〇〇条から三〇〇〇条はあります。また、一カ条の文字数も多く、現実に適用されるルールが法典の中に書かれているのが、法典国の民法と言えるわけです。

ところが、日本は、民法制定当時に、まだ社会が近代化の途上だったこともあって、とにかくシンプルな法典を作るということで、一〇〇〇条程度の、しかも各条文の文字数が非常に少ない、原則のみが掲げられた法典になりました。

債権法が変わる！実務が変わる！

なぜ今、債権法改正が必要か

うちだ・たかし



法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与、民法（債権法）改正検討委員会事務局長、元東京大学大学院法学政治学研究所教授。法学博士。著書に「民法I-総則・物権総論」（東京大学出版会）等。

ビジネスローとしての民法改正提案

民法のうち債権法は、会社が日常的に行っている取引の基本となる法律である。高度に発達した現代の取引に順応するよ

うな民法改正が実現したら、企業取引を法的にサポートする役割を担った企業法務に大きな影響を与えることは必至だ。

それでは、どのような影響があるというのだろうか。実は、肝心の民法がどのように改正されるのかは、まだ固まってい

ただ、すでに一応のたたき台が提示され、法制審議会でも検討が進みつつある。これまで開示された議事録などによれば、民法(債権法)改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」(二〇〇九年四月。以下本稿では「委員会案」という)や、民法改正研究会による「日本民法典財産法



債権法改正で 企業法務はこう変わる!

ビジネスローにも大きな影響を及ぼすと見られる民法(債権法)改正。特に大きな影響を及ぼしそうなポイントを整理して、解説する。

弁護士
青山学院大学法務研究科(法科大学院) 教授

浜辺陽一郎

改正 国民・法曹・学界有志案・仮案」(平成二二年一〇月。以下本稿では「研究会案」という)等の提案が素材となっていると見ることができよう。

これらの提案を見ると、特に企業法務に影響を与える項目が目立つ。金融取引をはじめとする事業者が行う取引に対する規律や新たな制度の提案には、ビジネスローの内容が数多く盛り込まれている。「民法の商化」などと呼ばれる現象は、昔から我妻栄先生も指摘していた話だが、民法改正によって、民法はまさにビジネスローの中核をなす法律として機能することになる。

そこで、本稿では、その提案から浮かび上がってくる民法改正のさまざまな議論から、企業法務に将来どのような影響

があるかを考えてみたい。

民法大改正の目玉は何か

まず、民法改正によって企業法務に大きな影響を与えそうな改正項目として、どのようなものが予定されているのかを整理しておこう。

そのような改正が考えられるのは、現行民法において何がしかの問題を抱えている部分が多い。そうした領域は、すでに立法的な問題の解決が望まれてきたところだから、何らかの改正が実現する可能性が高い。具体的には、次のような項目が、企業社会にも大きな影響を与える民法大改正の「目玉」候補ということになるだろう。

第一に、現行の時効制度には多くの問題があり、時効をめぐる意識の変化や社会情勢の変化がある。そこで、時効制度に何らかの改正が加わることが予想される。特に、債権時効の統一化・短期化と時効障害事由の再編というテーマは、債権管理など、企業法務にも大きな影響をもたらすに違いない。

第二に、消費者保護法理の一部が一般化されて民法に取り込まれ、例えば不実表示や不当表示に対する規律がもっと具体的かつ明確になる可能性がある。特に消費者を相手にした事業活動をしている会社にとっては、大きな影響があるだろう。

民法は「ビジネスローの中核をなす法律」として機能する。



債権法が変わる! 実務が変わる!

債権法改正で
企業法務はこう変わる!